

令和6年4月介護報酬改定に関する質問・回答内容一覧

令和6年4月12日更新  
鳥取県長寿社会課

受付番号	質問に該当するサービス	加算減算等の名称	質問内容	回答
1	通所介護	運動機能向上加算の基本報酬への包括化	運動機能向上加算が基本報酬へ包括され、加算が廃止となりますが、4月以降に機能訓練を行った場合は計画書、記録、評価等については従来通り作成が必要となるのでしょうか。	留意事項通知には計画についての記載はないので、計画は不要。ただし、機能訓練自体は行う必要があるため、全体のサービス計画に位置づける必要がある。現状の計画が3月中に終わらない人については、計画が終わるまでそれに基づいてやることも可能。
2	介護老人保健施設	初期加算(Ⅰ)	初期加算(Ⅰ) ・当該介護老人保健施設の空床情報について、地域医療情報連携ネットワーク等を通じ、地域の医療機関に定期的に情報を共有していること。 Q:地域医療情報連携ネットワーク等とは、何を想定されているのか。また、定期的とは月1回か週1回なのか。 ・空床情報について当該介護老人保健施設のウェブサイト定期的に公表するとともに、急性期医療を担う複数医療機関の入院支援部門に対し、定期的に情報共有を行っていること。 Q:複数医療機関とは市内の急性期医療を担う全ての医療機関なのか。定期的に情報共有とは、月1回でも良いのか。または、協力医療機関が急性期を担う医療機関の場合であれば要件を満たすのか。	地域医療情報連携ネットワークに限らず、電子的システムにより当該介護老人保健施設の空床情報を医療機関が随時確認できる場合であればよいとされています。また、定期的とは、おおむね月1回以上とされています。  複数医療機関とは、市内の急性期医療を担う全ての医療機関を指しているわけではなく、また、協力医療機関かどうかについても関係ありません。急性期医療を担う複数の医療機関とおおむね月1回以上所定の情報共有を行っている必要があります。
3	介護老人福祉施設	介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し	改定後の配置医師及び協力医療機関との連携・対応方法の定めについて文書化が必要とされているが、これは配置医師、協力医療機関との間のみでの文書化が必要か。それとも利用者との契約(重要事項説明書)にも記載の必要があるのかどうか、運営規程にも記載の必要があるのかどうかご教示いただきたい。	改定後の配置医師及び協力医療機関との連携・対応方法の定めについては、運営規定等とともに施設内での掲示が必要ですので、取決めの内容を関係者が閲覧できる形で定めておく必要があります。 また、利用者との契約(重要事項説明書)においても、記載及び説明を行うことが望ましいとされています。 基準第29条において、運営規定と協力医療機関は並列ですので、必ずしも運営規定の中に記載しなくてもよいですが、運営規定等とともに掲示が必要です。
4	介護老人福祉施設	高齢者施設等感染対策向上加算	規程の届出書内の6.高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)に係る届出について、現在、医療機関が届け出ている診療報酬Ⅲ3.感染対策向上加算3に該当する医療機関と提携し実地指導はこれから受ける予定であるが、現時点で高齢者施設等感染対策向上加算は取れるでしょうか、実地指導を受けた日時を記入しないと加算が取れないのでしょうか。	加算(Ⅰ)については、令和7年3月31日までに研修又は訓練に参加できる目的があれば算定可能とされていますが、加算(Ⅱ)においては、実地指導を受けた後でないと算定することはできません。実地指導を受けた日から起算して3年間、算定可能とされています。
5	特定福祉用具販売	-	1.【安全な利用の促進】 「福祉用具の事故及びヒヤリ・ハット情報に関するインターネット上で公表等」とあるが、ヒヤリ・ハットを含めた全情報を都度報告様式を用いて報告する義務があるか？ 2.【サービスの質向上】 「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し」とあるが、現に就任している福祉用具専門相談員はカリキュラム見直し後に再受講の必要があるか？ 又は、職務に関する知識、技能の向上に関する外部研修や法人内研修にて要件を満たすのか。 3.【給付の適正化】 「自治体職員等によるチェック制の充実・強化を図るため向け点検マニュアル作成等」とあるが点検マニュアルは貸与・販売事業所での作成が必要か？ 又は市町村等より点検マニュアルをご提供頂ける物なのか？	1~3ともに、国において今後対応の詳細検討及び制度設計等が行われるものとなりますので、通知の発出をお待ちください。
6	介護老人福祉施設	協力医療機関との連携体制の構築	概要ア②、イについて、協力医療機関の診療時間が日中のみであり、夜間緊急時等は基本的に救急対応で異なる病院(目によって異なる)で対応したいというが、協力医療機関とは、「夜間時は救急対応する」といった対応方法を定めることでも良いのか、それとも夜間時は夜間対応可能な協力医療機関を定めなければならないかご教示いただきたい。	取り決めとしては、常時、入所者の病状の急変に対応可能な協力医療機関(複数可)と対応方法を定めてください。ただし、状況に応じて救急対応するなど、臨機応変に対応してください。
7	特定福祉用具販売	-	【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等】に 特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認とあるが、従来より該当する特定福祉用具(腰掛便座等の6種目)についても特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認(モニタリング等)をする義務があるか？	特定福祉用具の販売計画の作成後、目標の達成状況の確認が必要となるのは、選択制の福祉用具(固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)、多点杖)となります。
9	認知症対応型共同生活介護	協力医療機関連携加算	①「入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。」とあるが、定期的とは年に2~3回で良いか？ ②現在は会議を電話にて行っているが、直接集まって行う会議でない対象にはならないでしょうか？	①「会議を定期的に開催」とは、概ね月に1回以上開催されている必要がある。ただし、電子的システムにより当該協力医療機関において、当該事業所の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年3回以上開催することで差し支えないこととする。 なお、協力医療機関へ診療の求めを行う可能性の高い入居者がいる場合には、より高い頻度で情報共有等を行う会議を実施することが望ましい。 ② 会議は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 (参考) 本加算における会議は、指定地域密着型サービス基準第105条第3項に規定する、入居者の病状が急変した場合の対応の確認と一体的に行うこととしても差し支えない。 会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。
13	特定施設入居者生活介護	協力医療機関連携加算	現在医療連携加算取得中。 この度の改正で協力医療機関連携加算Ⅰを取得予定。 その際に必要な届出を教えてください。	協力医療機関連携加算Ⅰを算定する場合、(別紙1)協力医療機関に関する届出書を指定権者に提出する必要があります。 様式掲載ページ: <a href="https://www.nhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html">https://www.nhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html</a>
17	全体	-	この度の報酬改定において、各種サービス・加算の単位数の変更に伴い、既存利用者への説明・合意についての取り扱いはいかがでしょうか？	今回の介護報酬改定に限ったことではないため、利用者・家族へ十分な説明を行い、同意を得ていただき、貴事業所の規定に基づき整理をお願いします。